

第5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの集約化に関する審査基準の制定について（報告事項）

1 趣旨

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの集約化については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第3条の30第3項」の規定により、夜間帯（午後6時～翌朝8時）については複数の事業所の随時対応サービスを一体的に受けることができるとされているが、その内容は具体的ではなく、市町村に運用を委ねるものとなっている。

そのため、具体的な運用方法を審査基準として制定し、運用を図ることを目的とし制定した。

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】

第三条の三十

- 3 午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適当と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

2 考察

厚生労働省令の解釈通知では、「基準第3条の30第3項は、午後6時から午前8時までの間においては、随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲については、市町村を超えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを1か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していない。」とされている。

そのため、オペレーターの集約化にあたり、市町村長が地域の実情を勘案して適当と認める範囲について、以下の点を関係市と共に考察した。

- (1) 地域的要件
- (2) 人員的要件
- (3) その他の要件

3 結論

別紙「定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの集約化の承認に係る審査基準」のとおり